

第2章 放射性物質と 如何に付き合っていくか



2018.6.5
グリーン連合
伴英幸

物の復興より人間の復興を

- なお続く高い環境汚染状況
- 帰還政策で帰りたくない人々が蔑ろに
 - 若年世代の不帰還、帰還率は52pの表
 - 自主避難者の苦しい生活環境
- 甲状腺ガンの多発も、因果関係が認められず、福島県外は調査もされず
- 故郷喪失や精神的ストレスは放置され、未だ深刻な事態が、見えなくされてきている

決まらない放射能処理・処分

- フクイチの放射能の処理・処分は未定
- HLW 科学的特性マップが公表されたが、21の自治体は受け入れ拒否
- 通常廃炉の廃棄物の大部分はクリアランス以下⇒全国へ拡散の動きあり
- 事故由来廃棄物も全国拡散の動きあり
- 環境中の放射能は増えるばかり、少なくともこれ以上作り出さないこと！

放射能をめぐる2重基準

- クリアランス基準は100Bq/kg (137Cs)
- 事故由来廃棄物の基準は8000Bq/kg(〃)
- 環境省の説明
 - 再利用基準 (100Bq/kg)
 - 一般廃棄物としての処分基準 (8000Bq/kg)
- しかし、事故由来廃棄物を公共事業等で再利用計画中
 - 二本松市や飯舘村で実証試験を計画

放射能汚染防止法の提案

- 前述混乱原因は法律の不備
- 福島事故後に放射性物質に対する環境基本法等の除外規定が外れた
- しかし、具体化されていない
 - 濃度規制のみの現体系
 - 罰則規定も不十分